

区 分	点数(点)	注 釈
E200 コンピューター断層撮影(CT撮影) (一連につき)		注1 CT撮影のイからニまでについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
1 CT撮影		2 CT撮影及び脳槽CT撮影(造影を含む。)に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合にあっては、主たる撮影の所定点数のみにより算定する。
イ 128列以上のマルチスライス型の機器による場合	1,120	3 CT撮影について造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号「L008」に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、加算点数に含まれるものとする。
(1) 共同利用施設において行われる場合	1,100	4 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、冠動脈のCT撮影を行った場合は、冠動脈CT撮影加算として、600点を所定点数に加算する。
(2) その他の場合		5 脳槽CT撮影(造影を含む。)に係る造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号「L008」に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。
ロ 64列以上128列未満のマルチスライス型の機器による場合	1,020	6 CT撮影について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、全身外傷に対して行った場合には、外傷全身CT加算として、800点を所定点数に加算する。
(1) 共同利用施設において行われる場合	1,000	7 CT撮影のイ、ロ又はハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、大腸のCT撮影(炭酸ガス等の注入を含む。)を行った場合は、大腸CT撮影加算として、それぞれ620点又は500点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号「L008」に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、所定点数に含まれるものとする。
(2) その他の場合		8 CT撮影のイの(1)又はロの(1)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合又は診断撮影機器での撮影を目的として別の保険医療機関に依頼し行われる場合に限り算定する。
ハ 16列以上64列未満のマルチスライス型の機器による場合	900	
ニ 4列以上16列未満のマルチスライス型の機器による場合	750	
ホ イからニまで以外の場合	560	
2 脳槽CT撮影(造影を含む。)	2,300	留意点 (令和8年3月5日 保医発0305第6号) (1) コンピューター断層撮影は、スライスの数、疾患の種類等にかかわらず、所定点数のみにより算定する。 (2) 「1」の「イ」から「ホ」まで及び「2」に掲げる撮影のうち2以上のものを同時に行った場合は主たる撮影の所定点数のみにより算定する。 (3) 「1」のCT撮影の「イ」から「ニ」までについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生(支)局長に届け出た保険医療機関において、128列以上のマルチスライス型、64列以上128列未満のマルチスライス型、16列以上64列未満のマルチスライス型又は4列以上16列未満のマルチスライス型のCT装置を使用して撮影を行った場合に限りそれぞれ算定する。 (4) 「1」の「イ」又は「ロ」について、128列以上のマルチスライス型又は64列以上128列未満のマルチスライス型の機器であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない場合には、「ハ」として届け出たうえで、「ハ」を算定すること。 (5) 「注3」に規定する「1」のCT撮影における「造影剤を使用した場合」とは、静脈内注射、点滴注射、腔内注入及び穿刺注入等により造影剤使用撮影を行った場合をいう。ただし、経口造影剤を使用した場合を除く。 (6) 造影剤を使用しないCT撮影を行い、引き続き造影剤を使用して撮影を行った場合は、所定点数及び造影剤の使用による加算点数のみにより算定する。 (7) 造影剤を使用してコンピューター断層撮影を行った場合、閉鎖循環式全身麻酔に限り麻酔手技料を別に算定できる。